

近世山村社会における融通関係について

—旧延岡藩領日向国臼杵郡高千穂郷岩戸村・甲斐義久家文書の分析を通して—

Reciprocity in Early Modern Mountain Community

大賀郁夫

近年、近世村落史研究において提起された新たな農民層分解論をめぐり、村落社会内部において百姓成立・小農経営維持のために融通行為がどのように行われたのかについての研究が進められている。特に融通行為の一つである質地慣行に注目し、百姓高請地所持意識が何時頃成立したのか、また質流れとなつた土地を請戻す無年季質地請戻慣行の実体解明がなされている。本稿では旧延岡藩領日向国臼杵郡高千穂郷岩戸村の甲斐義久家に伝わる証文類の整理・分析を通して、山間地域において百姓相続のための融通機構としてどのような土地慣行がみられ、それがどのように機能していたのかについて考察した。分類した証文類の内容の特徴や数量の時期的変化および証文作成の背景などから、天保一三年に藩は利足歩下げ・元銀割引・頼母子引当の制限を断行し、これを画期に質地証文への書き替えが増加していくことを明らかにした。

キーワード

壳渡証文、借用証文、質地証文、頼母子証文、年賦証文、歩下騒動

はじめに

近年、近世農村史研究における新たな農民層分解論が提起されている。大塚英二氏は従来の農村金融史研究を概観して、高利貸資本がいかに農民経営に吸着し、かついかに農民層分解を促進して明治

目次

はじめに

I 甲斐家の系譜と史料の概要

(1) 地域の概要

(2) 歩下騒動後の融通関係

むすびにかえて

II 証文類の分類と特徴

(1) 永代壳渡証文

(2) 壳渡証文

(3) 借用証文

(4) 頼母子・無尽証文

(5) 年賦証文

(6) 質地証文

III 証文群の関連と作成順の背景

(1) 各証文の諸特徴と作成順序

(2) 歩下騒動後の融通関係

近世山村社会における融通関係について（大賀郁夫）

維新を迎えたかという論点ばかりを強調してきたと批判し⁽¹⁾、高利貸的収奪の動向の一方で、農民層が村共同体の論理をタテにいかに対抗し、小農経営を保持しようとしたかを見ることもきわめて重要であるとする。そして小農経営を守るしたたかさという意味で、村々に見られた融通の論理とその実態をつかむことの有効性を強調する。

また落合延孝氏も、農民層分解阻止を行う構造の具体的な解明こそが重要だとして、例えば村内では、質地が村内百姓間の融通財産として認識され、家再興のために無年季質地請戻慣行が存在するなど質地（関係）が循環し、農民の土地所持権が確保される方法＝融通行為によつて農民層分解が阻止されたとしている。⁽²⁾こうした観点から、村落社会内部の融通行為の一つである質地慣行に注目し、質地証文を含む土地売買証文を分析対象とした研究が進められており、百姓高誂地所持意識の成立過程や無年季質地請戻慣行の実体解明を通して多くの成果が得られているが、⁽³⁾研究対象地域が畿内近国や関東周辺地域に限定されているという問題がある。

そこで本稿では、九州山麓の山間村落である旧延岡藩領日向国臼杵郡高千穂郷岩戸村岩神（現宮崎県西臼杵郡高千穂町）で酒造業を営み郷士でもあつた甲斐義久家に残された文書類を分析対象とする。同家は江戸中期に酒造業に進出し、同村周辺地域へ酒販売を行うとともに、広範な高利貸を展開し、また郷士に取立てられ山林下役などを勤めている。数年前から同家所蔵史料の整理・分類をすすめてきたが、酒販売および高利貸・頼母子関係の帳簿類は近世中期以降昭和中期まで約三〇〇点、一紙証文類は約一千点に上る。今回は特に、証文類の分類・整理を通して、その内容の特徴や数量の時期的变化

変化および証文作成の背景について明らかにすることにより、近世山村社会において百姓相続のためにどのような融通関係が存在し、それがどのように機能していたかを明らかにしていきたい。

I 甲斐家の系譜と史料の概要

（1）地域の概要

今回分析対象とする旧延岡藩領日向国臼杵郡高千穂郷岩戸村の概要について述べておこう。高千穂郷は九州山地の東部山間地域に位置し、五ヶ瀬川を挟んで一八力村から構成されていた。その一つである岩戸村は五ヶ瀬川の支流岩戸川上流にあり、明治初年の耕地利用では、田二五町三反五畝歩余に対し畠三四二町五反三畝歩余⁽⁴⁾であり、田畠比は一対一三・五で、畑作を中心とする山村であつた。

寛政一二（一八〇〇）年の村高は五五一石余⁽⁵⁾、竈数・人数は明和五（一七六八）年が二二五軒・一五一人⁽⁶⁾、明治四（一八七一）年には三一九竈・二一五八人⁽⁷⁾となつていて。村内は永野内・野方野・五ヶ村・上村・土路久・東岸寺の六組に分けられ、組ごとに村役人である弁指がおかれた。また同村には藩より給地を賜つた郷士（小侍・郷足輕）が幕末期には八軒あつたことが確認できる。甲斐家はこの小侍家の一つである。

（2）甲斐家の系譜と史料的特徴

甲斐家は元禄五（一六九二）年に同村小侍甲斐長右衛門の三男辰右衛門が百姓別家したのに始まり⁽⁸⁾、辰右衛門好み之助惟重は元文

元（一七三六）年に同藩領宮崎郡船引村黒木弥左衛門から酒株（造高七石余）を買請け、酒造業を始めている。⁽⁹⁾ もつとも享保二（一七一七）年には辰右衛門が「岩戸酒屋」として、隣村山裏村与次右衛門から造酒用に銀二貫目を借用している⁽¹⁰⁾ことから、同家は既に酒造業に携わっていたようである。同家は酒造業のほかに村内外へ広範な高利貸しを行う一方で、藩との関係も深めていく⁽¹¹⁾。

久之助は宝暦一〇（一七六〇）年五月に、藩への御用調達銀出精により小侍に取立てられ、給地一石を賜つた。明和元（一七六四）には同郷三田井村銀札所御用掛出精により二人扶持、同七年・八年・安永元年には御用向出精により計一〇人扶持を拝領している。その後も藩の御用を勤め、かつ献納により幕末期には給地五石五斗・新切三反歩・一〇人扶持・粉五俵、山林下役格・新用水田成掛合・御内用掛合を勤めている。なお、天保元（一八三〇）年には献納により栄四郎の養子類治を、また文久三（一八六三）年には久之助の弟時治を小侍としてそれぞれ分家させている。

同家では寛政五（一七九三）年に当主三郎右衛門が病身のため、長男栄四郎に本家として本宅家屋敷・小侍給地二石・一人扶持・武具類を、弟⁽¹²⁾栄助には酒屋として酒蔵・家屋敷・水車場・諸道具類を継がせている。その際、同家が近辺村々に行つていた高利貸の貸付銀を、七折村椎屋・深角分を除いて本家分としている。このほか既婚の娘には一斗八升蔭田を、未婚の四人へは馬・七錢三〇〇目宛、また分家予定の弟和源太へ田畠・脇差・雄馬などが分与されているが、いずれも本家もしくは酒屋預りとなつていて。なお、酒屋は若松屋と号して昭和四〇年まで酒造をおこなつていた。

現在同家には、酒造・酒販売・米買入れや借用銀取立などに関する帳簿・冊子類約三〇〇点と、個別の証文類約一千点余が残されている。今回は同家に残された証文類を内容別に群毎に分類・整理し、証文類に記された具体的な文言や内容を検討することで、当時山村における銀主一小作間の融通関係のあり方を明らかにしていきたい。

II 証文類の分類と特徴

甲斐家に残る証文類は総数一〇三三点に上る。このうち虫損のため開封不能や包紙のみ・無年号のものが三七点、重複する写類などが一四点、さらに今回は明治三（一八七〇）年までを対象時期としたため、除外した明治四年以降分の七四点の計一七六点を差し引いた残り九〇七点を対象に、表題や内容などからA～Hの八群に分類した。分類群は、A 永代売渡証文類、B 売渡証文類（年限付）、C 借用（預り）証文類、D 賴母子・無尽関係類、E 年賦証文類、F 質地証文類、G その他、である。

残されている証文類は偶然性が高いが、時期的には第1表に示したような傾向がみられる。これによると享保二年から明治三一年まで約一八〇年間のものであるが、特に文化～文政初年、文政末～弘化初年、嘉永期、安政初年、元治～慶応年間に集中していることがわかる。

以下、Gを除く各群ごとに、記載様式や年季期間・立合人・借用額・引当・差入れ理由・請返し条項および諸条件など、その特徴について具体的に史料をあげながら検討したい。

近世山村社会における融通関係について（大賀郁夫）

第1表 年別証文数一覧

年号	西暦	件数	年号	西暦	件数	年号	西暦	件数	年号	西暦	件数		
享保	2	1717	1	4	1821	5	嘉永	4	1847	7	明治	6	
明和	5	1768	2	5	1822	7		1	1848	12		7	
寛政	5	1793	1	6	1823	7		2	1849	19		8	
	8	1796	1	7	1824	6		3	1850	18		9	
	11	1799	1	8	1825	5		4	1851	13		10	
	12	1800	1	9	1826	5	安政	5	1852	13		11	
享和	13	1801	1	10	1827	6		6	1853	7		12	
	2	1802	6	11	1828	29		1	1854	21		13	
	3	1803	5	12	1829	43		2	1855	10		14	
文化	1	1804	2	天保	1	1830	16		3	1856	11		15
	2	1805	10		2	1831	22		4	1857	1		16
	3	1806	12		3	1832	8		5	1858	2		17
	4	1807	7		4	1833	11		6	1859	7		18
	5	1808	11		5	1834	2	万延	1	1860	2		19
	6	1809	14		6	1835	4	文久	1	1861	10		20
	7	1810	31		7	1836	14		2	1862	3		21
	8	1811	41		8	1837	8		3	1863	8		22
	9	1812	29		9	1838	36	元治	1	1864	11		23
	10	1813	31		10	1839	19	慶応	1	1865	13		24
	11	1814	31		11	1840	22		2	1866	10		25
	12	1815	33		12	1841	23		3	1867	12		26
	13	1816	11		13	1842	9	明治	1	1868	6		27
	14	1817	6		14	1843	24		2	1869	7		28
文政	1	1818	17	弘化	1	1844	13		3	1870	5		29
	2	1819	13		2	1845	12		4	1871	2		30
	3	1820	16		3	1846	3		5	1872	1		31

(註) 甲斐義久家文書より作成。但し虫損による開封不能のものを除く。

(1) 永代売渡証文

四

これは田畠を永代に売渡した証文類で、表題は「永代売渡証文之事」「永々譲渡申畠地之事」などで、点数は少なく一四点（一・五四%—重複・写を除く）のみである。記載方式は、まず表題の後に麻畠や荒畠・草場などの売渡物件を記し、その代銀・譲渡理由・物件に掛かる年貢や諸役目の勤方および坪明文言の順で記載されている。譲渡理由は「年々追縁上納銀差支」・「当上納銀差支」のほか「近年打続不作二付兵糧等取続兼」という切実な現状を背景としたものが多い。立合人は弁指や五人組頭・同組合人や親類者であり、平均四・三人である。売渡額は錢二十五〇目・四貫目、金では五両・八三両余までとかなり幅がみられる。譲渡した物件に賦課される年貢・諸役は「貴殿方より」すなわち買取った方が勤めるとしている。また永代譲渡であるため、後々「故障」が生じないよう「子々孫々二至迄一言之故障申者無之」といつた坪明文言が明記されている。いくつか史料を示そう。

史料一 永代売渡申畠之事⁽¹³⁾

一麻壺斗三升蒔 貴様木戸口井手端ごみため共二

一同三升蒔 辻ノ木戸口横道端

一壺斗六升蒔

此代銀七百五拾目

内

右者私年々御上納銀引負申候ニ付、組合相頼相談之上右之畠永代二壳渡、右代銀請取申処実正ニ御座候、右之畠両所共貴様御勝手次第二御作り可被成候

一右之烟之儀二付、万六ヶ敷儀出来仕候共、貴様方へ少シ茂御難掛ケ申間敷候、為後日永代壳渡證文仍而如件

明和五戌子極月廿二日

右烟壳主 重右衛門

史料三 永代讓渡證文⁽¹⁵⁾

右立合存組頭 傳吉 銀之介 上岩神門徳左衛門高

右立合存 作平

一高壳石五斗壳升四勺四才 此代金八拾三両三歩式朱

右立合存 組合 弁指 紋吉

三拾三両三歩式朱 是迄年々引合私借銀二相成差立候
答之分差次 当辰年金子請取申候

甲斐久之助殿

同 仲右衛門殿

右立合存 甲斐三次郎

三拾三両三歩式朱 是迄年々引合私借銀二相成差立候
答之分差次 当辰年金子請取申候

年貢上納銀が負担できないため、五人組合に相談したところ麻烟

二枚を銀七五〇目で永代に壳渡したというものである。坪明文言の

ほかは永代壳渡しであるため、請帰し条件などは一切記載されていない。

史料二 永代讓り渡申あらせ之事⁽¹⁴⁾

一あらせ壳ヶ所 但所八月形道左り脇瀧之上、尤差下シ川ばた迄

代七錢式貫百八拾四匁

右者私年々御上納銀ニ指支、持高之内右之場所此節相談之上永々ニ

讓渡シ、代錢只今請取申所実止御座候、然上者右場所ニ相懸候諸上

納、以來八貴丈様方ノ御納可被成候筈相極申候、右場所永代ニ譲り

渡申候ニ付、後年ニ至私方ノ少茂故碍無御座、尚又脇方ノも一言申

者無御座候間御勝手次第二可被成候、為後年讓状仍而如件

文化二年 卯二月 組合 讓り主岩神村 幸助 印

組合 常次 印

前書之通承届相違無之候、以上

庄屋兼帶 土持靈太郎 印

甲斐栄四郎殿

弁指 利四郎 印

これは天保七（一八三六）年時に、上岩神門徳左衛門名請けの高

この証文では永代壳渡した荒瀬に賦課される年貢・諸役は、買主である甲斐栄四郎が勤めることを明記している。

一石五斗余の土地を永代譲渡された土持四郎吉が、安政三（一八五六）年に代金八三両余で今度は甲斐久之助に永代譲渡した証文である。但し、この間に四郎吉の借銀となつた三三両余を差引いた残り五〇両が、当年に代金として支払われている。永代売渡された土地は、買主の都合で転売されることもあり、そのため譲渡主の親類・五人組合・弁指などが複数立合つてゐる。

（2）売渡証文

永代ではなく期限付で売渡した証文類で、表題はほとんどが「売渡シ申畠之事」「売渡證文之事」である。点数は一〇四点（一一・四七%）、このうち田畠売渡は七七点、草場・木山一八点、竹・松木など現物が九点である。

記載は永代売渡證文とほぼ同じであるが、代銀のあとに期限が、

また坪明文言の前に受帰し条件が明記される。史料四では、まず表題の次に麻畠などの物件・場所・代銀・年季期間が前書として記載され、本文では売渡理由・代銀受取り宣言・年数内の使用（勝手次

第）・上納銀や諸役目の勤方・年数内の受帰し条件・「故障申者」

への坪明文言を明記し、買主以下五人組合頭・弁指などの立合受人が連印する。史料五では表題に統いて麻畠・場所・代銀（元錢）が

記され、年季や諸条件は本文中にある。本文では売渡理由・年季期間・代銀受取り宣言・年数内の使用（勝手次第）・上納や諸役目の勤方・受帰し条件・年明け時の戻し条件（無代銀）・物件への牛馬

出入りや脇売り許可・「六ツ敷」ことへの対処法などを明記し、売主以下五人組合・組合受人が連印している。

立会人の平均は三・九二人で永代売渡の場合よりやや少ない。年季期間は最低でも八年、最長は二〇〇年間と実質上永代売渡同然のものもあり、平均年数は四二・七二年である。年季期間中の年貢・諸役目の勤方は一貫して「私方」となつており、期間中の作方・牛馬出入り・脇売りまで勝手次第とするなど買入れ側の優位が窺える。その代わりとして年季明け時は無代銀とし、また受帰しには年季分の年割勘定を行い、残り分に二割増の利足で受帰すことができるようになつてゐた。なお後述するように、弘化二（一八四五）年に高千穂郷で起きた歩下け立直騒動により、藩は天保三年（一三五年八月までの利足を元銀一貫目以上を月一步、以下を月一步半、同年九月以後は一貫目以上月八朱、以下は月一步二厘を「御定法」としたため、証文も「御定法利足」となつてゐる。

史料四 畑ケ売渡證文之事⁽¹⁶⁾

一麻壱斗四升蒔 但シ所者はちのくぼ
此代壱貫五拾三匁也

右畠當ノ丑年¹⁷又々來ル辰ノ年迄九年六拾三ヶ年切ニ売渡し申候處相違無之候

右畠當ノ丑年¹⁷又々來ル辰ノ年迄九年七拾壹ヶ年切ニ売渡し申候處相違無之候

佐藤治分

右畠當ノ丑年¹⁷又々來ル辰ノ年迄九年六拾三ヶ年切ニ売渡し申候處相違無之候

此代壱貫百七拾九匁五分也

右畠當ノ丑年¹⁷又々來ル辰ノ年迄九年七拾壹ヶ年切ニ売渡し申候處相違無之候

和治郎分

右畠當ノ丑年¹⁷又々來ル辰ノ年迄九年七拾壹ヶ年切ニ売渡し申候處相違無之候

右畠當ノ丑年¹⁷又々來ル辰ノ年迄九年七拾壹ヶ年切ニ売渡し申候處相違無之候

此代壱貫百七拾九匁五分也

右畠當ノ丑年¹⁷又々來ル辰ノ年迄九年七拾壹ヶ年切ニ売渡し申候處相違無之候

右者私共前廉御上納追縁銀ニ差支御座候ニ付、右畠前書之通売渡代銀只今受取申候處實正ニ御座候、然ル上者右年數之内貴公様御方より

御勝手次第御作取可被成下候、尤年数之内右烟ニ相掛御上納并二諸役目等一式私共ノ急度相勤可申候、且又右年数之内私共受帰仕候節者、相残ル銀高ニ御定法之利足壱ヶ年ニ相加ヘ元利差立受帰可仕候、尚又右烟ニ付故障申もの御座候節者、組合之私共何方も罷出急度尠明、貴公様御方へハ少茂御面倒相掛申間敷候、若又当人共右年数之内欠落ぶんさん等仕候共、五人組合立合之上貴公様御方へ壳渡申候上者、譬如何様之義出来申候共決而御難渋御損失相掛申間敷候、為後年五人組合加印仕り、右烟壳渡證文差入申候処相違無御座候、仍而如件

文政十二年
丑五月

烟ヶ壳主 佐藤治印

右同断 和治郎印

組合受人 覚弥印

組頭受人 龍吉印

弁指受人 喜之介印

甲斐栄四郎殿

これは年貢上納銀差支を理由に、佐藤治が麻烟一斗四升時・代銀一貫五三匁と、同じく麻一斗四升時・代銀一貫一七九匁五分で、

それぞれ六三年間・七一年間壳渡した証文である。この期間中は買取主が勝手次第に使用すること、烟に賦課される年貢・諸役は売主の佐藤治が勤めることのほか、期間内に請帰す場合は残銀高に定法通りの利足を掛けて請帰することができるよう明記されている。また、

期間内に売主が欠落や分散などした場合は五人組合で対処するとするなど、壳渡し後の保証が五人組合により担われていたことがわかる。

史料五 壳渡證文之事⁽¹⁷⁾

一麻壱斗五升時 所ハタ澤与申所、所持高之内也、壱枚不残から
二壳渡、代銀不残受取御上納他借銀皆済仕候処実止ニ御座候、然上
納銀米并二夫役等迄一切私方ノ年々無滞相勤可申候、且又受帰仕候
ハ、年割勘定ヲ以、相残分ニ御定法之利足相加工元利差立受帰可仕
候、若又年明キニ相成候ハ、無代銀ニ而御戻シ被下候筈也、右之通
り此節無利成義申上、元利當テ烟ノ下面ニ烟替御願申上候処、格別
の御助精ヲ以右之通組合相談之上壳渡ニ御相談被下候処難有仕合奉
存候、然上者烟ヘ牛馬出入其外脇壳等之義御勝手次第可被成候、長
年之義付当人株ニ何様成六ソケ敷義御座候共、此義ニ付意乱之筋決
而無御座候、万一本是申者御座候節ハ加印前ノ急度相弁工、貴殿方
ヘハ少茂御難渋相掛申間敷候、為後年五人組合連印仕、井村御役印
形申受差入申烟壳渡證文、仍而如件

天保十四癸卯
十一月 大平門壳主 渡部音平 印

受人 渡部熊五郎 印

組合受人 勘二郎 印

(略)

組頭受人 鈴木弥七 印

甲斐国治殿

同弁差

麻一斗五升時・代銀二貫三匁で、一〇〇年間壳渡した証文である。烟に賦課される年貢・諸役は売主の渡部音平が勤め、請帰し

芋座迄

此代七十文錢式ゞ三拾壱匁 元錢也

甲斐栄四郎殿

は壳渡した年数を年割勘定して残分に定法の利足を加えて請帰するとを認めている。また年季明けの時は追加の代銀は取らず、壳渡した畠へ牛馬を入れ脇壳りなども勝手次第としている。五人組合連印に加えて村御役印形を捺すなど、後々の出入りの回避を図っている。

(3) 借用証文

証文類に占める借用證文類の割合は三二八点、三六・一六%で一番多い。表題は「借用申銀子之事」「預り申銀子之事」「預り手形」などが多い。借用証文類の特徴は、借用期間が一年以内であること、請帰し文言がないこと、引当が土地の場合年貢諸役の勤方が明記されない、などがあげられる。総数三二八点を引当別でみると、

- a 田畠が一一七点、b 賴母子一〇五点、c 麻・大麦・馬などの現物二五点、無記載八一点となつてある。まずaの記載をみてみよう。
- 史料六 借用申銀子之事⁽¹⁸⁾
- 一七錢四百五拾目 元銀也

此代 私持高之内麻九升時、所者酒屋之下

右者私御上納銀差支借用仕所実正ニ御座候、返弁之義者來ル丑九月限月式歩利足相加江、元利無滞返弁可仕候、万一相滞候ハ、右書入之畠元利之錢高引合候年数相極、壳渡證文相添引渡、貴公様方江少茂御難損相掛申間敷候、醫其節如何様之差支御座候共一言御断申入間敷候、為後日證文仍而如件

間敷候、為後日證文仍而如件

文化元年

銀かり主

幸助 印

子十二月

組頭

久右衛門 印

弁指

新四郎 印

文化八年
未十一月

銀かり主

松次郎 印

組合請人

吉次郎 印

組頭請人

市三郎 印

右請人

藏右衛門 印

表題のあとに元銀額と引当（麻畠九升時）、およびその所在が前文として記され本文に続く。本文では借用の理由（上納銀差支）と返済期限（来ル丑九月限）、利足（月二歩）が明記される。また返済が滞つた際の条件として、書入れた引当の麻畠を元利錢高分の年数分、壳渡證文を添えて引渡すとしている。坪明文言のあとは組頭・弁指らが立合人としての捺印があり、これがaのもつとも基本的な形式である。

次に、引当が賴母子掛口となつてあるb例をみよう。

史料七 借用申銀子之事⁽¹⁹⁾

一七錢式百五拾匁

元銀

此書入 馬瀬吉次殿企賴母子直名前之内半口分、錢高不殘
右者私年々追縫御上納銀差支借用仕處實正ニ御座候、返弁之儀來申ノ九月十五日限月式歩之利足相加江、元利無滞急度返弁可仕候、若相滞候ハ、右賴母子闊中り之節、元利之錢高少も無滞返弁可仕候、

且又賴母子錢高ニ而元利之錢高不足仕候ハ、私ノ持出少も不足なく急度返弁可仕候、尤賴母子懸送り之儀者座毎ニ無滞掛出可申候、萬一座ニ而も掛け錢不出来之節者、松次郎持高之内麻毫斗三升まき、所者馬屋ノ後之畠ヲ加印方江引請、其座少も無妨相濟半公様御方江少も御難損相懸申間敷候、為後年賴母子書入證文仍而如件

甲斐栄四郎殿

右頬母子親 吉治

記載順は a と同じであり、借用期限も一年以内である。引当の頬母子についての細かな条件をみると、頬母子は馬瀬野門の吉次が親として企画したものであり、これに銀借主松次郎が直名前で掛けている半口分の錢高を引当とし、返済が滞った時はこの半口掛け分の頬母子闇当りの際に元利錢を精算するとしている。さらに頬母子の掛け銀は毎座滞りなく掛け出し、万一一座でも掛けできない場合には松次郎持高の麻畠一斗三升時を加印方へ引渡し相殺するよう明記されている。

現物を引当にしたものが次の c 例である。

史料八 預り手形⁽²⁰⁾

一七錢百六匁也

此當ひ 麻苧八貫目 善出し置

右之錢鑓ニ預り置申處寛正ニ御座候、然ル上者當八月廿五日限り前書之麻苧揃立、其時之直段を以急度勘定可仕候、万一當人之品出来不申候節者 受人前より當ひ之品持合候而、日限ニ急度返弁可仕候、為後日麻苧預り手形仍而如件

文政二年 邪六月日 銀預り主 渡部音次郎 印

右同断 同 今朝次郎 印

組合受人 兩助印

右同断

組頭受人 勘次郎 印

菊次殿

この証文では、七錢一〇六匁を麻苧八貫目を引当に借用し、当年八月二十五日限りに麻苧をその時の直段で精算するとしている。万一當

人が麻苧を調達できないときは、受人らが當人に代わって麻苧で返済することが明記される。現物としては麻苧が最も多いが、ほかに唐黍・大麦・馬などがあった。

史料九 御上納銀預り手形⁽²¹⁾

一七錢百拾匁

一ノ百三拾壹匁四分

一ノ百六拾匁

一ノ四拾匁

一ノ百六拾匁

一ノ九拾匁

一ノ百拾匁

一ノ三拾五匁

一ノ九拾匁

一ノ九拾匁

一ノ九拾匁

一ノ九拾匁

一ノ九拾匁

一ノ九拾匁

一ノ武百四拾匁

ペ壹貫三百四拾六匁四分

此代金拾壹兩也

兩二付百廿弐匁四分相場極メ

右者當組御上納銀為入用、右之金借用仕候處寛正ニ御座候、返済之儀ハ相當之利足相加ヘ、明午八月十五日限り元利少も無相違麻苧ヲ以御勘定可仕候、茂シ麻苧出來兼候節者金子ニ而返済可仕候、尤加り入仕候面之銀高相応之価田畠小前書弁指元へ取置候二付、万一不埒之者御座候共加り入人数中ニ而相弁ヘ、貴殿方へ少も御難渋相掛

申間敷候、為後日證文仍而如件

弘化二年 上村組金借り主組頭 長 八印
巳九月 右同断 清右衛門印

右同断 清右衛門印

岩神 甲斐国治殿 弁指 林 藏印

前書之通承届相違無之候、以上

庄屋 土持靈太郎印

これは上納銀入用のため、上村組の組頭長八・清右衛門・寅吉および弁指林藏らが、組員一人分合計一貫三四六匁四分（代金一一両）を借用した証文である。返済は相当利足を加えて来年八月一日限りに麻苧で勘定して返済する、麻苧ができるない場合は金子で返済する、万一不埒者がいても組員中で返弁する、などの条件を付している。

(4) 賴母子・無尽証文

この証文類の表題は「差立申賴母子之事」がほとんどであり、その総数一二点は全体の二四・三四%を占め、借用證文に次いで多い。記載方法は、まず表題の後に個人企の賴母子名があり、それから借用額・理由・返済条件・埒明文言の順となっている。特徴としては、引当の土地の預り期間が明確でなく「闇中り次第」が多いこと、「年々御上納銀借用仕居候所大銀二罷成、何分返弁相成兼、此節御深志之思召を以御相談之上、前書之賴母子何口差立」とあるように、以前からの借銀が嵩み返済不能になつたため、改めて賴母子に頼つたことなどがあげられる。

史料一〇 差立申賴母子之事⁽²²⁾

一 賴母子式口 但 三拾匁掛 尾戸ノ口松右衛門企私名前二而壱口
一 拾匁掛 当村平右衛門企私名前二而壱口

此銀七錢式貰百五拾七匁 午八月元り高

右者私年々追縁御上納銀借用仕居候所、大銀二罷成何分返弁相成兼此節御深志之思召を以御相談之上、前書之賴母子式口差立申所実正

ニ御座候、然上者右賴母子闇中り次第、其座ニ而有銀高不殘御引取被成被下候筈ニ相極申候、其節一言之御断ケ間敷義申入間敷候、尚又かけ銀之儀者物仕舞座迄私方々かけ出申候筈、尤闇中り後者式割

之利足相加へかけ出可申筈、万一座ニ而も當人々かけ錢不出来之節者、加印之者々相わきまへ其座無妨相済、貴公様方江少茂御難損相懸申間敷候、為後年賴母子差立申證文、仍而如件

文化七年 午八月 銀かり主 吉 次 印
午八月 組合受人 孫兵衛印

同断 熊次郎印

甲斐榮四郎殿

地方組頭賴母子親 平右衛門

賴母子親 松右衛門印

この証文は、岩戸村の吉次が、年々上納銀の借用が嵩み、大銀となり返済不能になつたため「御深志之思召を以御相談之上」、同村戸ノ口の松右衛門が企てた同じく自分名前分一〇匁掛一口分の計二口分を引当に、七錢一貫五七匁を借用したというものである。受人は同村平右衛門が企てた同じく自分名前分一〇匁掛一口分の計二口分を引当に、七錢一貫五七匁を借用したというものである。受人は地方組合頭で賴母子親の平右衛門と尾戸ノ口賴母子親の松右衛門、および組合の孫兵衛と熊次郎がなつている。賴母子の口入れをして

くれた相談相手が誰かは明確でないが、五人組合や頼母子親らであろう。引当となつた頼母子掛銀分は、闇が当り次第その座で当たり銀すべてを引渡すよう取決め、また闇当り以後は二割利足を加えて最後の座まで自分方から掛け出こと、万一一座でも當人から掛け出しができない場合には加印者らが弁済すること、などが明記されている。なお、當人による掛け出しができない場合に備え、麻烟等を五人組合が管理することを書添えた場合も多い。

史料

差立申賴母子之事

一七折村御庄屋御企之頼母子、当村(字吉右衛門)吉相合之名前二而、左之通の表口分之限高不残差立申候

卷之三

七錢貳拾伍匁分

此引当元、同人持高之内麻壳斗三升蒔物高之内高七前、外

同式拾五勺分

此引当元、同人持高之内麻武斗五升蒔、所八年袖

同三拾勺分

卷之三

三

此ひき当テ、同人持高之内麻壱斗式升蒔、所ハ柿迫

卷一百一

壹
日

右者私共年々追繰御上納銀二差支借用仕居候處、何分二も當時返相成兼候二付、御歎申上候処御相談ニ御入被下、前書之通字吉相合ノ名前右之銀辻只今差立申所実正ニ御座候、然上者座度ニ無滞掛出可申候、尤闊中り候之後者相当利足相加工、惣仕廻座迄少も無妨掛け出、貴公様御方ニ少も御難損相掛け申間敷候、且又闊落候節者其座二而御勝手次第此証文差出候ゞ銀錢御受取可被成候、其節相成一言御断ケ間敷義等決而申間鋪候、為其五人組合受印證又差出置申候、為後年差立申頼母子證文、仍而如件

文化十二年
亥七月日 東岸寺門之内かり主

地方組合受人 喜久弥印	右人數中
右同断 利喜弥印	由右衛門印
弁指存 傳五郎印	
甲斐采四郎殿	
七折村莊屋甲斐町兵衛企ての頼母子講を、岩戸村東岸寺門吉右衛門	
ら四人の計七錢百目が、吉右衛門・宇吉二人の名前で借用したとい	
う証文である。源右衛門・直吉らの名前が除かれている理由は不明	
であるが、借用方の細分化を避けたのかもしれない。掛け出し銀の引	
当として各自所持の麻烟が書添えられており、掛けしが出来ない時	
は直ちに受人である五人組合で処分して相殺されることになつてい	

た。五人組合が受人として重要な存在であつたことがわかる。

このように、この種の証文は度々の上納銀借用が大銀の返済不能となり、相談の上頬母子講での闇当りを引当に借用するというといふものであるが、掛銀は闇が当るまではもとより闇当り後も利足を加えて最後まで掛けねばならず、決して有利な条件ではなかつた。しかし大銀の返済不能銀を抱える身であれば、条件に従わざるを得なかつたのが現状であろう。

(5) 年賦証文

表題を「年賦証文之事」「年賦預り証文之事」とするこの証文類は、その表題の通り債務を年賦払いするというもので、総数六三点で全体の六・九四%を占める。記載方法は、銀額とその引当・年賦年数を前書とし、その後に理由・返済条件・埠明文言を記す場合と、前書がなくそのまま理由や銀額・年季数・返済条件・埠明文言を記すものがある。特徴としては年季期間と引当が明記されていることであり、平均年賦期間は二〇・六三年である。

史料一二 年賦払證文之事⁽²⁴⁾

一七錢武貰三百四拾目也

此価私持高之内前その烟ヶ麻武拾塚時差出置候、此払來イ丑ノ年々又々来ル午ノ年迄丸年九拾ヶ年、壹ヶ年ニ武拾六匁宛無相違年数之内夏秋之諸品ヲ以支払可仕候筈、今御極メ被下候所相違無御座候

十二 仕合旁ニ而返済相滯大銀ニ差および、此度組合相頼年賦払ニ御頼申上候処、格別之御用捨ヲ以御聞届ケ被下候段難有仕合ニ奉存候、然ル上ハ来イ丑ノ年々又々来ル午ノ年迄丸年九拾ヶ年、壹ヶ年ニ付式拾六匁宛毎年夏秋之諸品を以無滞返済可仕候、且又右年数之内壹ヶ年たり共相滯候節ハ、加印方より何程ニ相成候共急度仕払可申候、猶又當人長年之事故此上不作等、又ハぶんさん欠落等仕候節ハ右価之烟組合中引受、貴公様方へハ少し茂御面倒無之様急度支払可申候、若又右年数之内右価之烟ニ付脇方より如何様之義申參候とも、組合立合之上印判仕候上ハ決而御難損相掛申間鋪候、為後念組合立合年賦證文差入申候処相違無之候、仍而如件

文政十一年
子十月
山裏中組門銀借主 熊治郎 印
組合受人 利藤治印

右同断 太郎八 印
組頭受人 菊弥印

甲斐栄四郎殿
弁指受人 右口入受人 栄助印
久 弥印

この證文は、借用銀が嵩み返済不能に陥った山裏村中組門の熊治郎が組合に相談の上、麻烟二〇塚(二斗)巻を引当に債務を年賦払いにしたものである。条件は一年に二六匁宛夏秋の生産物で返済し、年季期間内に返済が滞つた時は受人たちが肩代わりするとしている。年季が九〇年と長期に亘るため、その間に不作時や当人が分散・欠落した場合を想定し麻烟を引当にしている。

史料一三 年賦證文之事⁽²⁵⁾

右者前廉御上納銀ニ差支慥借用仕候処実正ニ御座候、然処私近年不

一私儀天保十二丑年御上納銀差詰り申候ニ付、持高之内麻毫斗壹升

あるが時代的な偏りなどはみられない。

添書一札

十四

史料一四 質地證文之事⁽²⁶⁾

一烟壱枚 麻五斗時 但所者木戸口道下もの分不残

此代七〇式貫五百目也

右者私年々御上納銀追繰御座候ニ付、前段之烟当子之秋作來ル戌
之夏作迄丸年拾ヶ年切質地ニ差出、右之銀高只今不残受取御上納銀
他借皆済仕候処実正ニ御座候、然上ハ右烟御勝手次第御作り可被成

候、尤此烟二亦相掛来ル御上納銀米并夫役等迄一切年々無滞私方相
勤可申候、且亦年数之内受帰仕候節ハ、作御植附前ニ御案内仕置、

右之元錢差立受帰可仕候、若年限之參候節ハ右元銀差立候義出来兼
候ハ、證文入替又々御頼可申上候、此烟ニ付牛馬出入并脇壳等之
義御勝手次第可被成、右之通相極メ壳渡置候上ハ、此儀ニ付故障之
節毛頭無御座候、猶又此後當人株ニ付如何様之六ヶ敷義出来候共、
此上掛物等決而相掛申間鋪候、万々一彼は申者御座候ハ、當人ハ不
及申、加印之者何時ニ而茂急度埒明、貴公様御方江ハ少茂御難題相
掛申間鋪候、為後年地方五人組合連印仕、村御役印形申請差入申質
地證文、仍而如件

天保十一年	上村組板木門質地主	重吉印
子六年	組合受	利三郎印
	同断	八重吉印
	同断	友治印
	同断	今朝七印
	組頭受	角弥印
	弁指立合存	林藏印

史料一五 質かり證文之事⁽²⁷⁾

右者私木戸ノ口烟、当秋作來ル貴公様方本證文之通壳渡置候処、御弁
指御頼申上候當年之処ハ秋作之分ハ私方へ御附被下、右烟代錢処ハ
利揚之御相談御極メ被下候処實正ニ御座候、右元錢二月貳歩之利足
相加ハ、當極月迄利足銀極月限り急度差入可申候、万一不埒仕候ハ
、相滯り候分ニ年々勘定仕立、受帰之節受銀与一同差立受帰可仕候、
為念一札差出置申候処相違無御座候、仍而如件

天保十一年年六月

地主板木 重吉印
弁指受人 林藏印

これは岩戸村上組組板木門の重吉が、麻五斗時烟を質入れして代銀
二貫五〇〇目を受け取つたという証文である。質物・代銀の前書に
統いて、質入理由と年季は当秋作から戌年までの一〇年間であるこ
と、期間中の上納銀米や夫役を質入主の重吉方から勤めること、年
季内に受返す場合は麻植付け前に元錢を返済して受返すこと、など
を取決めている。また埒明文言では、難題には加印者すなわち五人
組合・弁指らが対処すべきことを明記し、五人組合連印と村役印形
を請けている。さらに添書では、本文で示した麻烟の秋作分を自分
附とするよう弁指を通して頼み、元錢に二歩利足を加え一二月限り
払うことを約束し、不埒時は滯り分を年割勘定して受返し時に受銀
ともども返済するとしている。なお年季明けの一〇年後に元利錢が
用意できず受返しがなされなければ、さにら一〇年延長となり新証
文へ書替えられた。あくまで受返しの権利が有効性をもつていたこ
とがわかる。

一七錢百四拾匁

元銀也

此質物 私持高之内麻壳斗三升時壳枚

但、所ハ市ノ原下タ切差出置申候

右者私御上納銀二差支申候ニ付、前段之烟ヶ質物ニ差出、右之銀辻
慥ニ借用仕候処実正ニ御座候、然上返済之義八月式歩之利足相加江、
当丑十月限り元利共ニ急度返済可仕候、萬一其節至リ銀出来兼申候

ハヽ、右銀元利勘定高ヲ以拾ケ年切之質地證文相添無意義御渡可申

候、右之相極メ質物ニ差出申候上ハ、此烟ニ付脇方ノ茂故障之義決
而無御座候、万々一何角与申者御座候節ハ受人前ノ毎何時茂罷出急
度埒明ケ、貴殿方ヘハ少茂御難損相掛申間敷候、為後證地方組合受

印形仕、并村御役印申受差入質かり證文、仍而如件
天保十二辛丑年 四月 組合 佐藤治 印
同 常五郎 印
組合頭 甲斐吉右衛門 印
弁指 工藤徳左衛門 印
甲斐国治殿

岩戸村五ヶ村の勝治が、麻一斗三升時烟を質入れして七錢一四〇匁

を借用した証文であり、形態は借用証文類とほぼ同じである。月二
歩の利足を加え元利ともに十月限りに返済するというように、質入
れ年季は半年～一年以内と短く、上納銀米・夫役の勤方の記載もな
い。年季明け時に元利銀ができる場合には、改めて引当烟は質地
となり一〇年賦の質地証文として銀主方へ渡すことになるのである。

ところで、実際質入れされた麻烟はどのように利用されたのであ
ろうか。質借証文二四点を除く質地証文八二点のうち一二点が、質

地に対する耕作権・生産物配分等を取交わした「下作証文」が質地
証文とセットで残されている。一例を示そう。

史料一六 質地證文之事⁽²⁸⁾
一烟壳枚 麻拾五塚植 所者前その

此代 七錢四百三拾匁也

外ニ七錢三拾六匁 御上納方ニ預り置

右者私持來候烟ニ御座候処、御上納銀ニ差詰り申候ニ付、來イ卯年
ノ来ル子年迄丸拾ケ年切質地ニ相極相渡、代銀慥ニ受取申候処實正
明白ニ御座候、然上者右烟ニ相掛御上納銀諸夫役等之儀一切預り置
候銀之利足を以、年々私方ノ無滞り急度相勤可申候、且又請帰仕候
節ハ御役元江御届ケ申上候上、元銀并前段預り置候銀共一同ニ差立
受歸半可仕候、拾ケ年相立候節受銀出来不申候ハヽ御法之通り可仕
候、此烟ニ付故障之儀毛頭無御座候、若シ故障御座候節ハ加印之面
々何方迄茂罷出急度申訛ケ仕、貴殿方江ハ少茂御損失相掛申間敷候、
為其親類五人組合受印形仕、且村御役印申請差入置申、為後年質地
證文仍而如件

嘉永七年
寅十一月極 山裏村大そふたり門質地主 浦 治印

親類受人 勝 治印
組合受人 平 治印

岩神 甲斐久之助殿
親類組頭立合 同 忠 弥治印
當時弁指 久 治印
土五郎印

前書之通相違無御座候、以上 同村庄屋 後藤房次 印

これは山裏村大猿渡門の浦治が麻一五塚（一斗五升時）畑を一〇年間質入れし、代銀七錢四三〇目と、上納方預銀として三六匁を受取つたという証文である。条件として、麻畑に賦課される上納銀・諸夫役等は預銀の利足で浦治が勤めること、請返し時は役元へ届けた上で元利銀・預銀ともに返済して請返すこと、年季明け時に請銀ができる場合は御法通りにすること、畑へ故障等を言う者へは加印者らが坪明けること、などを決めている。なお隣村岩戸村への質入れのため、山裏村庄屋の奥印がある。

さて、質入れされた麻畑については、次のような下作証文が作成された。

史料一七

下作證文之事⁽²⁹⁾

一畑壱枚 麻拾五塚植 所ハ前その

右者別紙本文之通質地相渡置候処、此節私方江下作御仕付被下奉存候、然上者右地ニ相掛御上納向一切本文預り置候銀之利足を以、

年々私方より相納可申候、猶又毎年仕付候夏秋諸作惣而半作分二而、

諸品収納之節御立会を請無滞り引渡可申候筈相違無御座候、然上者耕作入念聊覈略之作付仕間敷候、若シ等閑之作付ニ及び候歟、又ハ作分之品不坪ニ及ひ候ハヽ、下作御引揚御手作ニ被成候共、余人ニ下作御仕付被成候共故障之儀決而申入間敷候、為其下作證文如件

嘉永七年 山裏大そふたり下作人 淳 治 印

とら十一月極

組合惣代

勝 治 印

岩戸村岩神の甲斐久之助へ質入れされた麻畑はそのまま浦治方へ下作（直小作）されることになり、徳作として毎年夏秋作の諸生産物は収納時に立合を請けて半作分を渡すことが明記されている。なお万一免略な作付や作分が不坪であつた場合は、下作権を取上げて地主手作としたり余人へ下作させるとしている。おそらく質地証文にはこうした下作証文がセットで作成され、質入れした土地の耕作権の保証や作徳分配が双方で決定されたと考えられる。

III 証文群の関連と作成順の背景

前章では証文類をA～F群に大別し、各群ごとに記載例を検討してきた。それではこれらのA～F群は、内容・条件的にどのような関連のもとで作成され、その作成順にはどのような背景があつたのだろうか。また時期的にどのような特徴が確認できるのだろうか。以下、このことについて検討していきたい。

（1）各群の諸特徴と作成順序

第2表は各群ごとの特徴を知るために、A～F群別に点数・平均立合人数・平均売渡（質入れ）期間・請返し文言の有無・上納銀諸夫役の勤方等をまとめたものである。まず売渡（質入れ）期間をみると、「闇当り次第」という不定のD類母子証文類を除いて年季が明記されており、そのうちC借用証文類とF-1質借証文類は一年以内、A永代売渡証文・B売渡証文・E年賦証文およびF質地証文は一〇年以上である。また各証文類の借用理由をみると、A～C・

岩神
甲斐久之助殿

組頭
信 治 印

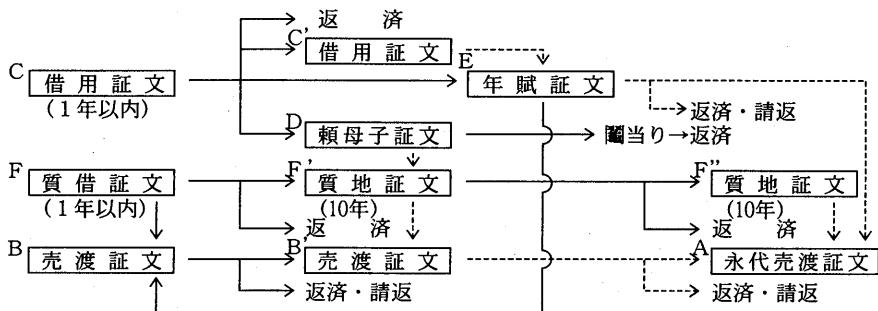
第2表 A~F群の内容比較

	点数 (%)	立合人	期間	請返	勤方	弁指率
A 永代壳渡証文類	14 (1.54)	4.79	永代	×	貴殿	57.14
B 壳渡証文類	104 (11.47)	3.92	42.72年	○	私方	57.69
C 借用証文類 (田畠) (頬母子) (現物) (引当無)	328 (36.16) 117 (12.90) 105 (11.58) 25 (2.76) 81 (8.93)	2.78 2.90 3.31 1.84 2.22	~1年 ~1年 ~1年 ~1年 ~1年	×	×	23.17 25.64 16.19 24.00 28.40
D 頬母子証文類	221 (24.37)	4.05	—	×	×	30.00
E 年賦証文類	63 (6.94)	3.59	20.23年	×	×	47.69
F 質地証文類 (質借) (質地)	106 (11.69) 22 (2.43) 84 (9.26)	4.82 4.23 4.98	~1年 10年	×	× ○ *私方	87.73 86.36 88.10
G その他	71 (7.83)					
合計・平均	907 (100.00)	3.61	—	—	—	39.95

(註) 甲斐義久家文書より作成。立合人数・期間は平均数値。弁指率=立合人中に弁指が含まれる率。

* 質地の勤方は、嘉永期以降は「貴殿より」に変化する。

図1 証文作成の流れ



Fが「当年御上納銀ニ差支候付」であるのに対し、D頬母子証文類とE年賦証文類は「年々追縁御上納銀借用仕居候所、大銀ニ罷成何分返弁相成兼」とあり、以前からの借用銀が嵩み返済不能となつたため改めて書替えられたことがわかる。これらのことから証文類としての作成順は、A → C → Fより後になる。例えばC借用証文では、期間の大半は上納銀期限の九月ないしは三月を返済期限としている場合が多い。またF質借証文も年季明時に返済できない場合は一〇年季の質地証文に書替えられた。質地証文でも一〇年季明けに返済できない時は、さらに一〇年季へ更新された。当初は一年季内の証文類—借用証文や質借証文—が作成され、年季内に返済できない場合は引当の利用価値や借銀額により年季が決められ、改めて頬

母子証文や質地証文に書替えられるのである。年季内で請返される場合もあるが、多くは年季更新が繰り返される。これらの証文類が作成される順を、大まかに図示すると図一の通りである。証文類の作成順を示す事例を具体的にみてみよう。

①C 借用証文→C 借用証文

享和三（一八〇三）年一二月、永野内門辰五郎は当年の上納銀に差支えたため麻一斗蒔烟を引当に七錢七七匁を借用した。⁽³⁰⁾返済期限は翌年九月限り、その間月二割の利足を加え期日に元利とともに返済すること、万一期限内に返済できない時は引当の麻烟を元利高相当の年数で売渡すことであった。この時は期限内に返済がなされ引当烟は辰五郎に戻されたが、翌年の上納銀に差支えたとの理由で文化三（一八〇五）年一二月付で同じ麻烟を再度引当に七錢一八二匁を前回と同じ条件で借用している。この場合は単年季で契約が更新され、証文が作成されている。⁽³¹⁾

②C 借用証文→E 年賦証文

文化一〇（一八一三）年一二月、馬場門の四郎右衛門は上納銀差支えを理由に、麻二斗蒔烟を引当に七錢二二〇匁を借用した。⁽³²⁾返済は翌年九月限り、月二割利足、万滞時は引当烟を元利相当期間完渡すことが条件であった。しかし元利銀の返済ができず銀主の甲斐栄四郎と相談の上、同一四年から毎年九月一五日限り、一年に五〇目宛一〇年賦で返済すること、滞時は相當年数売渡すことという年賦証文が作成された。⁽³³⁾

③E 年賦証文→B 売渡証文

天保四（一八三三）年一二月、三田井村大野原門の早助は近年不作で上納銀差支えを理由に借用を繰り返していたが、返済不能に陥った。このため銀主に歎出たところ麻七升蒔烟を引当に一年一〇匁宛、四年賦で返済することになった。返済は毎年九月限り、万滞時は引当の烟を加印した五人組合へ渡し、彼等が滞無く返済することを約束している。⁽³⁴⁾年賦は滞無く返済されたのであろうが、同一二年には早助は再度上納銀差支えを理由に、同じ引当烟を今度は七錢七四匁三分で二三年間売渡している。その期間中烟に賦課される上納銀・諸夫役は早助が勤めること、年数内に請返す場合は年割勘定し残り分に二割利足を加えて元利とともに返済すること、加印者たちで埠明けすることなどを条件とする売渡証文が作成されている。

④F 質借証文→F 質地証文→F 質地証文

天保一二（一八四一）年四月、差尾組の熊吉は当年春の飯米買入銀に差支えたのを理由に、麻二斗六升蒔烟を質物に七錢二五〇匁を借用した。⁽³⁵⁾返済期限は同年一二月、月二割利足。万滞銀返済が出来ない時は一〇年切の質地証文として渡すとしている。しかし返済できなかつたため、同年一二月には約束通り翌年から一〇年切の質地となり、その代銀七錢二九五匁が熊吉へ渡された。⁽³⁶⁾質入れされた烟は勝手次第耕作すること、賦課される上納銀・諸夫役は熊吉が勤めることが決められ、また元利返済による請返しが明記されている。

さらに年季明け時に請銀ができる場合は証文を入れ替えて更新するとしている。この質入れされた麻烟は三年ほどで請返されたものと思われ、弘化二（一八四五）年には同じ麻烟を質物として再度一〇年切の質地として質地証文が作成されている。この代銀は七錢五二

六匁二分、質地期間中の条件はほぼ同じであった。年季明けに請銀ができない場合は自動的に年季が更新され、また年季内の請返しがなされてもすぐに再度質地に出されたりしていたことが窺える。

⑤ D 賴母子証文 → F 質地証文

文政一一（一八二八）年一二月、差尾門の作弥は上納銀追縁りのため借用してきたが、今回相談の上麻一斗時畑を引当に牛生木門作

弥親頼母子で自分名前二五匁半口分の闇当り高分を借用した。⁽³⁹⁾ 万一日限に掛けできない場合は引当の麻畑を五人組合へ引渡し、彼等から掛けさせるとしている。その後この麻畑は質地に出されたものと考えられ、弘化二年には七錢三七六匁で再度一〇年切の質地証文が作成されている。⁽⁴⁰⁾ 本文では年季中の請返しと、年季明け時に請銀が出来ない時は再々度一〇年季の質地証文に書替えるとしている。

⑥ F 賃借証文 → B 売渡証文

天保一〇（一八三九）年五月、左目木門工藤両吉は上納銀差支えを理由に麻一斗二升時畑を引当に、七錢二三〇目を借用した。⁽⁴¹⁾ 収済は当年九月限りで、月二割利足というものである。なお証文の表題は「質地証文」となっているが、期限などから「賃借証文」である。九月には返済ができなかつたようで、両吉は同年一二月付で翌年秋作から四〇年切で銀主へ売渡し、代銀七錢五七一匁二分を受取つている。⁽⁴²⁾ 条件は年季内に賦課される上納銀・諸夫役は両吉が勤めること、年季内に請返す時は年割勘定し残分に二割利足を加えること、年季明け時には無代錢で戻すことなどである。

このように当所はA～C・F群が作成され銀借用がなされるが、借用銀が嵩むとD・E群で分割払いがなされることが多かつた。し

かし各証文類間でも、例えば一〇年切の質地証文が年季明けで請銀ができない場合は再度、再々度と質入れが繰り返されたり、一年切の借用証文でも一年の短期間で更新されたりと、なるべく返済猶予期間の更新がなされ、実質的な土地移動が緩やかに忌避されたのである。

（2）歩下騒動後の融通関係

甲斐家の証文類はその大半が文化期以降のものであり、明治初年までの約七〇年間の数量をA～F群別にみてみるとその分布にいくつかの特徴が認められる。

第3表は、明和五（一七八五）年から明治三（一八七〇）年までの約八五年間を五年ごとに区切り、各群の数量を示したものである。まず数量的に僅少であるA群を除いて、B群は文化末年から増加し天保年間に集中するが、弘化期以降は激減する。これに対してC群は全時代的に多いが、文化末年に全体の約四分一が集中し、そのあと天保後期に再度ピークをみせながら漸減する。D群は文化末～天保期に集中しており、天保末年以降はほとんど見いだせない。このD群と逆の形で、天保末年までみられなかつたF群が、同期以降多くみられるようになる。E群は文化期初頭から漸増しはじめ、弘化～嘉永期に多くなっている。こうしてみると、大まかな数量的傾向として、文化期後半および天保期に証文類が集中しているが、賴母子証文類が天保末年以降みられなくなり、逆に天保末期以降質地証文類が増加することが指摘できる。この傾向は、何を背景としているのだろうか。

近世山村社会における融通関係について (大賀郁夫)

第3表 表題別・時代別数量

年号・西暦		A 永代壳渡証文類	B 壳渡証文類	C 借用・預証文類	D 賴母子・無尽類	E 年賦証文類	F 質地証文類	G その他	合計
明和 5 ~ 寛政 2	1785~1790	1							1
寛政 3 ~ 寛政 7	1791~1795					1			1
寛政 8 ~ 寛政 12	1796~1800				1			2	3
享和 1 ~ 文化 2	1801~1805	2	1	16	1		1	3	24
文化 3 ~ 文化 7	1806~1810	1	2	35	34	2		1	75
文化 8 ~ 文化 12	1811~1815	1	3	87	66	3		5	165
文化 13 ~ 文政 3	1816~1820			16	13	26	5	3	63
文政 4 ~ 文政 8	1821~1825			6	7	8	1	3	25
文政 9 ~ 天保 1	1826~1830	1	13	27	51	4		3	99
天保 2 ~ 天保 6	1831~1835			11	19	10	2	5	47
天保 7 ~ 天保 11	1836~1840	5	26	14	22	7	19	4	97
天保 12 ~ 弘化 2	1841~1845	1	12	26		8	28	6	81
弘化 3 ~ 嘉永 3	1846~1850			4	20		13	9	10
嘉永 4 ~ 安政 2	1851~1855			3	26		13	12	9
安政 3 ~ 万延 1	1856~1860	1	3	12	1	2	5	4	28
文久 1 ~ 延慶 1	1861~1865	1	1	17		2	15	8	44
延慶 2 ~ 明治 3	1866~1870			3	9	1		17	5
合計		14	104	328	221	63	106	71	907

(註) 甲斐義久家文書より作成。

二十

当時、高千穂郷では小前のあいだで歩高が問題となつておらず、不穩な状況にあつた。事態を憂慮した藩は弘化二(一八四五)年一二月、高千穂宮水代官所勘定人秋山利八郎と村廻役見習矢津田寿一郎を出役させ、組頭・組子・庄屋・弁指・銀主ら一同に対して次のよう申渡しをおこなつてゐる。

高千穂小前借銀返済方取扱心得(マ)
(43)

一 古來より借用いたし居候候口二而茂、天保三辰年窺之上極より同十三寅年八月被仰出迄者、元銀壱貫目以上月壱歩、壱貫目以下月壱歩半、同年九月以後之分者、壱貫目以上月八朱、壱貫目以下月壱分武厘、御定法通り通し歩勘定立二致し、取引為致候様取扱可申事
一右之処を以勘定いたし、元利の方へ是迄之入銀差引、不足之分返済方可申付候、尤入銀之分過銀二茂相当候分ハ、銀高二茂無之分者一時返済申付、銀高之分ハ應而年賦二取扱、為差戻候様可致候

(中略)

一銀主方へ質地請取、上納諸役目等銀主方より相弁へ來候分茂、右質地之作徳凡代銀二見積り、法外之利益二茂相当候分者元銀二而勘弁為致候歟、又者質地相減し候歟、其品ニ応し取扱可申事

一貸銀相當り元利都合之上歩留にして無尽引当、証文ニ相直し置候分數々有之処、右無尽去卯年より来ル未年迄五ヶ年延方ニ相成居候歩合を以勘定いたし候得ハ、済方ニ茂相成居候分者無尽引当為相止済方ニ申付、且不寒之差引無之分ハ無尽年限相立、急度会集申付候様可致事

右之通相心得、以來借銀二付双方對談落合兼申出候ハ、庄屋弁指

中二而取扱片付可申候

ここで示されたものは、まず古来よりの借用銀の利足で天保一三年八月以前の分は銀一貫目以上は月一步、一貫目以下は一步半とし、同年九月以後の分は一貫目以上は月八朱、一貫目以下は月一步二厘として通し歩勘定で取引すること、またこの利足でこれまでの入銀を差引勘定し、不足分は返済を申付け、過銀の分は銀高（少銀）であれば一時に返済させ、銀高であれば年賦として差戻させること、さらに貸銀が嵩み元利を歩留にして無尽を引当にする場合が多いが、卯（天保一四）年から未（弘化四）年まで無尽を延方としている分は歩留以前の勘定で取扱わせ、不実の差引勘定があれば御法の歩合で勘定し、済方になる場合は無尽を止めさせて済方とし、不実の差引がない分は無尽の年限を決めて掛出させることである。

このほか弘化三年には、銀主らから次のような証書が代官所に提出されている。

乍恐御談申上候一札之事

高千穂貸銀取高歩二而小前難渋之筋茂相聞候ニ付、去年中御定歩割直取扱申付置候処、質地作徳之見積銀主小前申立落合兼候ニ付而者、是迄銀主方ニ而自作いたし居候分共不残小前之ものへ下作為致、半作分ケニシテ來未年ノ子年迄六ヶ年様作申付候間、諸作旬合之節双方立合之上、出来作高并作品代銀相場等迄取極置、六ヶ年月ニ至り年二様置候出來作平均いたし、品代利銀之分者以前ノ割直、貸銀之分者天保三年以來之歩合惣勘定可致候、併地方不殘小前引受候而者無人旁手廻兼差支候儀茂有之候ハヽ、銀主方へ為作候共双方相對之上者不苦候、且又半作訳相成候付而者上

（以下、略）

すなわち、從来より貸銀の歩合が高く小前たちが難渋していたことに対して、代官所は歩引下げを断行すると同時に、質地作徳について銀主と小前の折合いがつかない場合は質地の下作権を銀主方から小前方へ渡し、六年間は様子を見るよう命じている。その間の出来作の平均して品代利銀分は割直し、元銀分は天保三年以来（歩下げした）の歩合で勘定させ、質地をすべて小前に渡すと差支えもあるので銀主と小作相対で決定させるなど「實意ヲ以貸借融通可致」ことが強調されている。利足を下げた上に質地は小前方で直小作され作徳の半分を双方で折半するなど、小前に有利な条件となっていることがわかる。さらに銀主総代黒木久兵衛らに対し、地方同心らは次のように命じていている。

覚

一限銀差出質地買取置候分、銀高証文面之内一割引

但、小銀主之内難渋之意味顯然ニ相決候者之分者、其振合ニ隨ひ歩引

納諸役目・手間・肥代等之儀是亦双方睦鋪可申合、乍去右六ヶ年
相様其上ニ而歩合勘定と申候而者年數ニも相成、双方難渋もいた
し候者有之、相對ニ而手短ニ片付候手段も有之候ハヽ、其段村役
人江相届片付候儀者不苦候間、以來互ニ助合實意ヲ以質借融通可
致候、尤倍金証文井田畠永代壳添証文其外以來右様不埒証文取遣、
并壳直之楯と号し元銀壱ケ年分利銀差引等之儀致間鋪候、且又前
段之通小前ニ而下作いたし、右地面質地現壳致候儀者有之間鋪儀
ニ候得共、万一心得違之者有之候ハヽ、御糺之上被仰付方可有之候

一殖立銀顯然いたし候分者、割直之上壹割引
一殖立銀二而不分明之分ハ、証文面高四割引

但、小銀主之内難渋之意味顯然ニ相決候者ハ、其振合ニ隨ひ三
割半引

一古借銀之分、式割引

一質地年限相立候ハ、元捨り之分、譬ハ十ヶ年季ニ候ハ、七ヶ年ニ
而用捨、地方地主へ為差戻可申候
一質地年限相立証文銀高之半方差立、他方可差戻約定の方、半方銀
高之内二割引

右之断ニシテ是迄銀主方江取置候田畠都而地主方へ差戻、歩作御
定歩を以年々銀主江差立可申事（後略）

小前らの貸借銀を条件により一々四割引としたり、質地年季を減じ
る上に、質地を小前方へ戻させるなど質地においては小前優遇策で
あつた。もちろんこうした策が取られる背景には、次のような事情
があつた。

乍恐口上之覚

高千穂郡中之儀者兼而被遊御承知候通極々山中辺鄙ニ而、諸事共差
支候事而已至而難儀成所柄ニ御座候、然処極困窮者共差当凌兼候所
ニ而者、竹田御城下江衣類諸道具等迄持運ひ質物ニ差入、右銀錢を
以鍋錙農具衣類其余之品迄相調來り候、猶又近年ニ至り候而者肥後
國鶴崎・同南郷両所江御上御名目を以歩入会所御取立ニ相成候ニ付、
此両所江も専罷越弁用仕候、其上當所近辺ニ而茂豪富之面々内證質
受込候へ共、年中式割四歩之利足掛詰、五ヶ月或ハ三ヶ月ニヶ月与
極置、其銀相切候節者一朝一夕之所ニ而茂寸尺之無用捨流質ニ仕、

これは天保一三年十二月十三日付で、高千穂郷上野村から代官所へ
出された「質屋積書」であるが、困窮者が多く竹田城下まで衣類・
諸道具を質入れしていること、近辺の富者へ二割四歩の高利で質入
れし、期限が切れると容赦なくそのまま質流れとされていることな
ど、質入れ条件が不利であるにもかかわらず、富者（銀主）へ依存
せざるを得ない小前らの深刻な困窮が窺える。

このような状況を鑑み、藩は質地による利足の歩下げや元銀の割
引を断行し、質地を銀主から小前へ戻して下作（直小作）させ、無
尽・賴母子の制限などとともに小前の救済策を前面に押し出してい
くことを余儀なくされる。まさにこれらの諸策と期を一にして、天
保末期を境に賴母子証文類が姿を消し、代わって有利な条件のもと
で質地証文類が増加していくのである。

むすびにかえて

の課題にしたい。

以上、日向国白杵郡高千穂郷岩戸村の甲斐義久家に残された証文類を対象に、分類・整理を行い、それらの特徴について検討を加え、検討には限界があるが、大まかな傾向は確認できたように思われる。今まで明らかにしてきたことをまとめ、むすびにかえたい。

証文は、年季が一年以内の借用証文や質借証文がまず作成され、

期限内に返済が不能な場合は、さらに頼母子証文や一〇年季の質地証文、長期の売渡証文や年賦証文へと更新されていった。上納銀・諸役負担が銀主側・小前側のどちらにあるかも大きな問題で、それが銀主側にある永代売渡しは銀主側が忌避した可能性が大きい。銀主と小前たちの間で争われた歩下げ騒動の結果、天保一三年には藩は従来二割であつた利足を一割に引下げ、さらに頼母子を引当とする銀貸借の禁止や視野苦吟の元銀割引などを打出すことになる。これをうけて証文も天保一三年を画期に、質地証文に切替えられていふことになるのである。質地証文では請戻し慣行が明記されているが、請戻しを行うより質地証文の書替え更新や長期间賦化の途が取られたことがわかる。山間地域では、経済的に卓越した百姓家があるにもかかわらず、少なくとも帳簿上は概して大規模な土地集積がみられないのは、こうした状況にも一因にあつたと思われる。

畑作中心の山村社会において土地集積がどのように行われ、またそれがどのような意味を持つかを具体的に明らかにしていかねばならないが、山間地域における土地集積の実状の検討をも含めて今後

註

- (1) 大塚英二『日本近世農村金融史の研究—村融通制の分析』（校倉書房一九九六）一三頁。
- (2) 落合延孝「世直しと村落共同体」（『歴史学研究』八二年度別冊特集号所収）
- (3) 大塚氏前著のほか、白川部達夫『日本近世の村と百姓的世界』（校倉書房一九九四）、神谷智『近世における百姓の土地所有—中世から近代への展開』（校倉書房二〇〇〇）、渡邊尚志『近世の豪農と村落共同体』（東京大学出版会一九九四）など。
- (4) 平部崎南『日向地誌』（青潮社一九七六復刊）
- (5) 寛政一二年九月「諸公役銀割賦高帳」（高千穂町コミュニティセンター蔵岩戸文書、以下岩戸文書と略す。）
- (6) 明和五年三月「五人組御改一紙」（岩戸文書）
- (7) 明治四年三月「五人組帳面惣寄控」（岩戸文書）
- (8) 安政七年「由緒書上控」（甲斐義久家文書）
- (9) 元文元年「売渡シ申酒株之事」（同）
- (10) 享保二年「借用申銀子之事」（同）
- (11) (12) 甲斐家の系譜については、拙稿「近世山村における年貢銀流通」（『宮崎県史研究』第3号一九八九）参照。
- (13) 寛政六年八月「家督譲引分帳」（甲斐義久家文書）
甲斐義久家文書仮番八六六号

仮番九〇七号

仮番八六二号

仮番六九七号

仮番二二九号

仮番四八三号

仮番六〇九号

仮番七八号

仮番二六八号

仮番一九五号

仮番二九二号

仮番五七六号

仮番三四号

仮番一〇六号

仮番八号

仮番二三六号

仮番二五〇号

仮番二四九号

仮番七六七号

仮番九五六号

仮番一二三号

仮番一六九号

（47）（46）（45）（44）（43）（42）（41）（40）（39）（38）
右同 八八三頁。

矢津田家文書（高千穂町コミュニティセンター蔵）

弘化二年「高千穂歩下ヶ立直騒動日記帳」（高千穂町荒内家文書『宮崎県史史料編近世Ⅲ』宮崎県一九九四）八七五～八七六頁。

仮番二一五号
仮番二七三号
仮番一九四号
仮番四五号
仮番九一五号

（付記）

史料所蔵者である甲斐義久氏には、史料の大学への貸出しを許して下さるなどご理解とご配慮を頂いた。また、史料の整理とマイクロフィルム撮影には、本学歴史学ゼミの奥田圭一・指宿浩文・園田さやか（平成一二年卒業生）、足立亮二・大友由紀・河野悠子（現四年生）、川添健裕・舛屋誠・山本紀子（現三年生）各氏の協力を得た。末尾ながら記して謝意を表します。